

船橋市勤労市民センターテレワークスペース利用規約

1. 目的

この利用規約は、船橋市勤労市民センター内に設置するテレワークスペースの利用(以下「本サービス」という。)に関する事項を定めるものである。

2. 規約の適用

本サービスを利用する者は、本規約に同意したものとみなす。

3. 利用場所及び利用時間

本サービスが利用可能な場所は2階事務室前のロビーとし、利用時間は原則午前9時から午後5時までとする。

4. 利用料金

本サービスの利用料金は無料とする。

5. 機器の準備

本サービスを利用するための必要な通信機器等は利用者が準備するものとする。

6. 公衆無線 LAN の利用

本サービスの利用に際し、船橋が提供する公衆無線 LAN を利用する場合は、本規約のほか、当該公衆無線 LAN の利用規約を遵守するものとする。

7. 本サービスの利用

(1) 本サービスは、原則利用者が働くための環境等を簡易的に提供するものであり、その内容を著しく逸脱する利用はできないものとする。

(2) 利用者は本サービスの利用終了後、机、椅子等をもとの状態に戻すものとする。

(3) 利用にあたっては、施設、什器等に損傷を与えないように注意するものとする。

8. 禁止事項

本サービスの利用にあたっては、関係する法令等を遵守するほか、次の行為を行ってはならないものとする。

(1) 他の施設利用者に迷惑を及ぼす音、振動、または臭気等を発生させる行為。

(2) 仮眠をとること。

(3) 設備の破損、破壊、もしくは盗難等を行う行為。

(4) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信、受信する行為。

(5) 反社会的、暴力的、猟奇的な情報を発信する行為。

(6) 施設管理者または第三者の運用するコンピューター等に支障を与える、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為。

(7) その他、施設管理者が不適切と判断する行為。

9. 責任行為

(1) 荷物、貴重品等は利用者が自己の責任で管理する。万が一盗難、紛失した場合も施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

(2)長時間放置された私物等(以下「放置物」という。)について、これが他の利用者の迷惑になると施設管理者が判断した場合は、施設管理者は放置物を他の場所に移動し、放置発見日を含めて7日間保管したうえ、貴重品については最寄りの警察署へ届け、そのほかの物品については処分するものとする。ただし、放置物が飲食物や雑誌等であった場合、施設管理者はこれらを即日処分するものとする。

(3)施設の建造物、設備、備品などを毀損及び破損または紛失した場合は、速やかに施設管理者へ申し出るものとする。この場合において、利用者の故意または過失によると施設管理者が判断した場合は、利用者が修理代を負担するものとする。

10. 利用の中止

利用者が本規約に違反した場合、または施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止させることができるものとする。

11. 本規約の変更

本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止または廃止することができるものとする。

12. 免責

本サービスの提供に関して、利用者に生じた損害、利用できなかったことによる損害及びその他いかなる損害についても、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

13. 個人情報の取り扱い

施設管理者は、取得した個人情報を本サービスを含む船橋市勤労市民センター管理運営事業以外には利用しないものとする。

附則

この規約は令和3年10月1日から施行する。